

4月から変わります

「庄原市介護予防・生活支援サービス事業」

～要支援1・2の方を対象としたホームヘルプサービス・デイサービス～

地域包括支援課地域包括支援係 ☎ 0824-73-1279

4月から、要支援1・2の認定を受けた方を対象とした介護予防サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が「庄原市介護予防・生活支援サービス事業」（市のサービス）に移行します。

庄原市介護予防・生活支援サービス事業の種類

従来と同じ支援内容の「現行相当サービス」（「介護予防訪問サービス」）に加えて、支援内容を簡略化し利用料を少し抑えた「基準緩和型サービス（※1）」（「生活援助訪問サービス」、「社会参加通所サービス」）を設けます。

どちらのサービスを利用するかは、「身体介護が必要」など利用される方の状態により、ケアプランに基づいて決定します。

◆基準緩和型サービス※1：身体介護などの専門的な支援をそれほど必要としない方を対象としたサービスで、介護や看護などの資格をもった専門職だけでなく、庄原市が実施する介護サポーター養成研修修了者もスタッフとしてサービスに従事することができます。

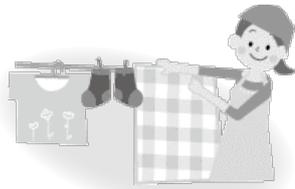
【サービスの内容】

	サービス類型	内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	現行相当サービス	◆介護予防訪問サービス (現在の訪問介護＝ホームヘルプサービス)
	基準緩和型サービス	◆生活援助訪問サービス (訪問介護員または介護サポーターによる) ・生活援助(掃除、洗濯、調理など)のみ
通所介護 (デイサービス)	現行相当サービス	◆介護予防通所サービス (現在の通所介護＝デイサービス)
	基準緩和型サービス	◆社会参加通所サービス (介護サポーターを含む事業所スタッフによる) ・社会参加と生活機能向上を目的としたミニ・デイサービス ・レクリエーションや体操など

庄原市介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する方の手続きが簡素化されます

訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）のみを利用される方は、要支援認定の手続きをしなくても、基本チェックリスト（※2）などの調査により生活機能の低下がみられ、サービスの利用が必要であると判断されると、庄原市介護予防・生活支援サービス事業を利用できるようになります。

◆基本チェックリスト※2：運動機能や栄養状態、物忘れなどに関する25の質問について「はい」「いいえ」で答えることで、日常生活に必要な生活機能の低下や状態を確認できる調査票です。



※要支援1・2の方の訪問介護、通所介護以外の介護予防サービス（訪問看護、通所リハ、住宅改修、福祉用具貸与などのサービス）に変更はなく、これまで通り利用できますが、要介護（要支援）認定が必要です。

※現在要支援認定を受けている方は、認定期間中は現在利用されている介護予防サービスを利用できます。

※本年4月1日以降、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方、基本チェックリストによりサービスの利用が必要とされた方から、順次移行していきます。

この事業について説明してほしいときは

この新しい事業についての説明を、自治会、団体やグループで希望される場合は「出前トーク」を実施しますので、地域包括支援課までご連絡ください。

事業についての問い合わせ

地域包括支援課地域包括支援係
☎ 0824・73・1279

出前トークの申し込み

行政管理課広報統計係
☎ 0824・73・1159